

# コンプライアンス管理規程

## 第1章 基本原則

### 第1条(総則)

この規程は、特定非営利活動法人DxP(以下「法人」という)のコンプライアンスについてを定める。

### 第2条(目的)

法人におけるコンプライアンスに関し、基本となる事項を定め、健全で適正な事業運営及び会社の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

### 第3条(役職員の責務)

業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

### 第4条(法令、規程等の遵守)

役職員は法令やルールおよびその精神を尊重し、これを遵守しなければならない。

### 第5条(禁止事項)

役職員の以下の行為を禁ずる。

- 1) 自ら法令等に違反する行為
- 2) 他の勤務する者に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- 3) 他の勤務する者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- 4) 個人と組織、あるいは異なる組織との利益が衝突する利益相反行為
- 5) 私的な利益を追求する行為

### 第6条(コンプライアンス担当)

コンプライアンスを担当する部署は経営管理部とし、責任者は経営管理部部長とする

2. 経営管理部では以下の取り組みを行う。

- 1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- 2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- 3) コンプライアンス違反事件について原因の究明、再発防止策を策定
- 4) コンプライアンス違反事件についての原因究明結果と対応方法、再発防止策の公表

### 第7条(違反行為の発見)

役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに経営管理部部長に報告しなければならない。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場

合はこの限りでない。

2. 経営管理部部長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を理事長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、理事長の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

#### 第8条(懲戒処分等)

第5条の規定に違反した役職員に対し就業規則に基づいて懲戒処分等を行うことができるものとする。

#### 第9条(免責の制限)

役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- 1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- 2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- 3) 他の役職員の指示・教唆により行ったこと
- 4) 法人の利益を図る目的で行ったこと

#### 第10条(事前相談)

役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ理事長もしくは経営管理部部長に相談しなければならない。

#### 第11条(コンプライアンス研修)

法人は、コンプライアンスに対する意識の高揚を図り、正しい知識の周知徹底を図るために必要に応じ研修会を開催する。

## 附 則

#### (施行日)

本規程は、平成31年1月27日から施行する。